各 位

会 社 名 日立電線株式会社 代表 者 取締役社長 原 精二 (コード番号 5812 東証・大証1部) 問合せ先 総務部長 鈴村慎一郎 (TEL. 03-5252-3261)

ストック・オプション (新株引受権)の付与に関するお知らせ

(商法第280条ノ19及び当社定款第5条の3の規定に基づく新株引受権の付与)

平成 12 年 6 月 29 日開催の当社第 63 回定時株主総会において決議されましたストック・オプションの付与に関して、平成 12 年 7 月 31 日開催の取締役会において、付与日等を下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

- 1.新株引受権の付与日 平成12年8月8日
- 2.発行価額(権利行使価額)の決定

発行価額は、平成12年8月8日に確定する。

その価額は、平成 12 年 6 月 29 日に開催された第 63 回定時株主総会において決議されたとおり、権利付与日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値平均値(1 円未満の端数は切り上げ)とする。但し、当該金額が権利付与日の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。

なお、権利付与日以降、普通株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は、分割又は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の 端数は切り上げる。

また、権利付与日以降、普通株式の時価を下回る価額で普通株式を新たに発行(転換社債の転換、新株引受権の権利行使及び優先株式の普通株式への転換の場合を除く。)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、権利付与日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行なう場合、発行 価額について当社は、必要と認める調整を行う。

3.発行価額中資本に組み入れない額

新株引受権の行使により発行する株式の発行価額(発行価額の調整が行なわれた場合は調整後の発行価額)から、下記に基づき算出する資本に組み入れる額(以下、資本組入額という。)を減じた額とする。

新株引受権の行使により発行する株式の資本組入額は、発行価額の 2 分の 1 とする。また、発行価額の調整が行なわれた場合の資本組入額は、調整後の発行価額の 2 分の 1 とする。なお、計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額とする。

上記 の計算によって算出された額が当社額面普通株式の額面金額を下回る場合は、当額面金額をもって資本組入額とする。

以上